**遺児就学手当制度について**

赤平市では、遺児（生計の中心となる者を失った小･中学生）を養育している方に対して、遺児就学手当を支給しています。

【支給月額】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 小学生 | １，０００円 | 年間：１２，０００円 |
| 中学生 | ２，０００円 | 年間：２４，０００円 |

【支給月】

　　６月・９月・１２月・３月の４期に分けて口座振込いたします。

【対象者】

　赤平市に居住し、現に義務教育就学中（小学校・中学校に通っている）遺児と生計をともにし、養育している方。

　※所得等の制限なし。

【手続き方法】

　赤平市教育委員会学校教育課（赤平市役所３階）で随時受付けしています。

【提出書類】

　１．遺児就学手当認定申請書

教育委員会が用意

　２．死亡した者に関する証明書

　３．遺児の扶養に関する申立書

　４．住民票謄本

　５．戸籍謄本

申請者本人が用意

　※本籍が赤平市である方は不要

　６．通帳

　７．印鑑

お問合せ

　赤平市教育委員会

学校教育課　学校教育係

℡　３２－１８２２